

# 個人情報保護に関する いわゆる「過剰反応」に係るQ & A

北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター

平成23年2月  
(平成27年3月改訂版)

## はじめに

個人情報の保護に関する法律が制定されて既に7年を経過していますが、「個人情報は門外不出」、「鍵をかけて金庫にしまい込んでおくことが個人情報の保護である」、というような誤解が今でも見受けられます。

例えば、台風などの災害時に周囲の助けが必要な高齢者の名簿がどこにもないとか、学校では緊急連絡用名簿を作成・配付することができない、といったことが生じています。

個人情報をただ金庫にしまい込んでいるだけでは、万一の災害のときに誰が支援を必要としているかさえわかりません。学校からの緊急連絡や生徒間、保護者間の連絡さえ妨げることになります。

果たして、こんな状況が個人情報保護法の目指していることなのでしょうか。

道では昨年10月、個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」について、道庁内及び道内全市町村を対象にその実態や対応状況などを調査したところ、たくさんの過剰反応事例等が寄せられました。

この資料は、道の調査に寄せられた事例や全国で報告されている事例を紹介しながら、「過剰反応」にどう対応したらよいか、Q&Aの形でわかりやすく考え方をまとめたものです。

私たちは、大切な個人情報を保護しながら、その一方で、個人情報を賢く使いこなしていくことが求められているのではないのでしょうか。

当資料がそのための参考として活用いただければ幸いです。

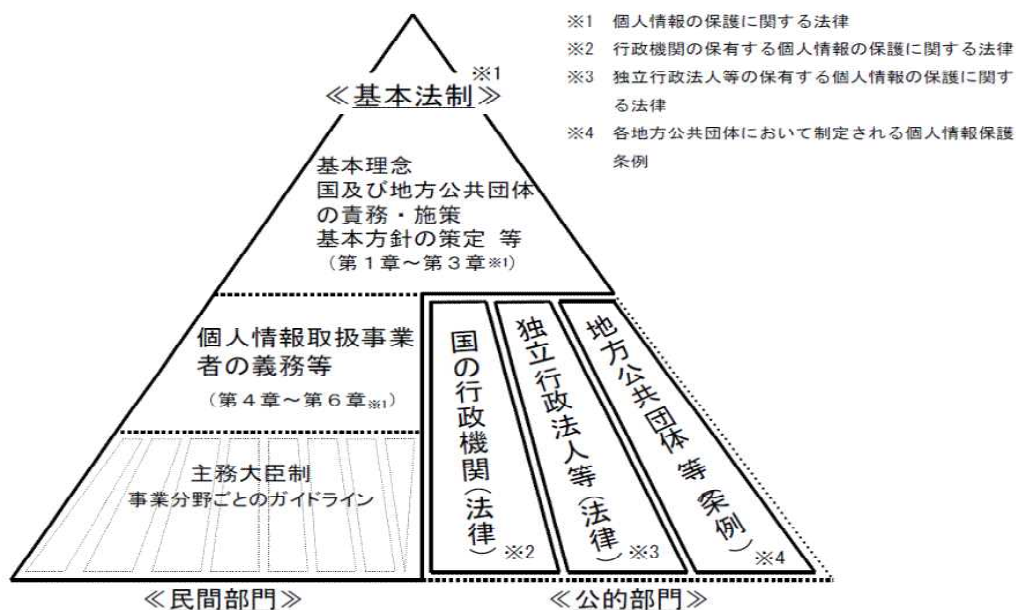
## 目 次

このQ & Aを御覧いただく前に .....	1
<b>□学校での過剰反応</b>	
Q 1 : 学校でクラス名簿や緊急連絡網などを作成し、配付してもよいか .....	3
Q 2 : 学校で写真や絵画を展示したり、学校便りに掲載してもよいか .....	5
<b>□病院・介護施設での過剰反応</b>	
Q 3 : 生徒のけがの状態を、付き添って来た担任の先生に説明してもよいか .....	6
Q 4 : 病院で患者名をアナウンスしたり、入院患者の案内をしてもよいか .....	7
<b>□役所での過剰反応</b>	
Q 5 : 避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織等と共有してもよいか .....	8
Q 6 : 民生委員・児童委員に情報を提供してもよいか .....	10
Q 7 : 行政機関内で情報の提供や共有はできるのか .....	11
Q 8 : 委託業者に個人情報を教えてもよいか .....	12
Q 9 : 職員名簿を作成し、課内で配付してもよいか .....	14
Q 10 : 統計調査で個人情報に関することは答えなくてもよいか .....	15
Q 11 : 救急搬送した傷病者の搬送病院を教えてもよいか .....	16
Q 12 : 民間事業者等と連携して高齢者の情報共有をしてもよいか .....	18
<b>□社会生活での過剰反応</b>	
Q 13 : 法令に基づき第三者に個人データを提供できるのは、どんな場合か .....	20
Q 14 : 自治会の会員名簿を作成し、配付してもよいか .....	21
Q 15 : 商業施設で氏名をアナウンスしてもよいか .....	22
Q 16 : 履歴書の返却を拒否されたが、法律違反ではないか .....	23
Q 17 : 政治家の選挙事務所から、はがきが届いたが、法律違反ではないか .....	24
Q 18 : 自分の名前が住宅地図に記載されているが、法律違反ではないか .....	25
Q 19 : ダイレクトメールや営業電話は、法律違反ではないか .....	26
Q 20 : カメラで個人を勝手に撮影するのは、法律違反ではないか .....	27
Q 21 : 私の働く業界で個人情報を保護するには、どうしたらよいか .....	28
<b>もっと詳しく知りたいために .....</b>	<b>29</b>

このQ & Aをご覧いただく前に…

□個人情報保護法制は、大きく2種類に分けられます。

個人情報保護法制の体系イメージ

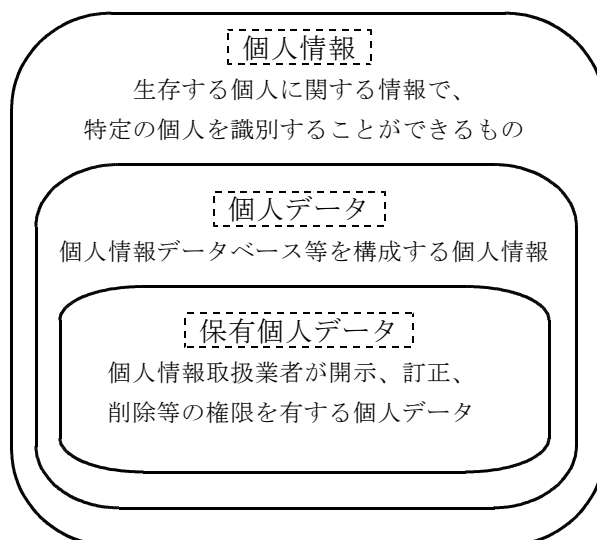


- ① 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。））  
個人情報の保護についての基本となる法です。そして、個人情報取扱事業者（民間企業や団体等）が守らなければならない義務等について規定しています。（上図「※1」の範囲）
- ② 行政機関個人情報保護法（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）や条例等  
国の行政機関や独立行政法人等が保有する個人情報の保護については「法律」、都道府県や市町村が保有する個人情報の保護についてはそれぞれの「条例」が定められており、各行政機関が守らなければならない義務等について規定しています。（上図「※2～※4」の範囲）

□個人情報・個人データとは

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

なお、個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報を、特に「個人データ」といいます。また、個人データのうち、開示等の権限を有し、6ヶ月以上にわたって保有する情報を、特に「保有個人データ」といいます。



## □個人情報取扱事業者とは

個人情報保護法が適用される個人情報取扱事業者とは、5,000人分を超える個人情報を、紙媒体・電子媒体を問わず、データベース化してその事業活動に利用している者のことです。よって、5,000人分以下の個人情報を活動に利用している民間事業者や、事業活動をしていない一般私人は、義務規定の対象になりません。例えば、私的な目的で、年賀状を送るために私物のパソコンで名簿を作成・管理している場合などは、義務規定の対象になりません。町内会なども、5,000人を超える組織はほとんどなく、多くは個人情報取扱事業者にはなりません。

## □個人情報取扱事業者の義務

### ・個人情報の利用目的の特定（法第15条）、目的外利用の禁止（法第16条）

個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできるだけ特定しなければならず、また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

### ・適正な取得（法第17条）、取得時の利用目的の通知等（法第18条）

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。

個人情報を取得した際は、本人に速やかに利用目的を通知又は公表しなければならない。また、本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。

### ・個人データ内容の正確性の確保（法第19条）

利用目的の範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

### ・安全管理措置（法第20条）

個人データの漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

### ・従業者・委託先の監督（法第21条、第22条）

安全に個人データを管理するために、従業者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

個人データの取扱いについて委託する場合には、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### ・第三者提供の制限（法第23条）

あらかじめ本人の同意を得ないで、本人以外の者（第三者）に個人データを提供してはならないが、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、④国等に協力する場合には、可能となる。

### ・利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等（法第24条～第27条）

保有個人データの利用目的、開示等に必要かつ適切な手続、苦情の申出先等について本人の知り得る状態に置くとともに、本人からの求めに応じて、保有個人データの開示、訂正、利用停止等を行わなければならない。

### ・苦情の処理（法第31条）

本人から苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めるとともに、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定など、必要な体制の整備に努めなければならない。

## □民間と行政

例えば、学校でも、私立学校と公立学校では個人情報の保護について守らなければならない義務が異なる部分があるので、注意が必要です。

・私立学校… ある程度の規模の学校なら、在校生や卒業生とその保護者、教職員などの個人情報5,000人を超えると考えられますので、個人情報保護法の個人情報取扱事業者としての義務を課されることとなります。

・公立学校… 道立学校や市町村立学校は規模にかかわらず、北海道やそれぞれの市町村の個人情報保護条例の規定により個人情報の保護を行うこととなります。

※ 国立学校は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が適用されます。

Q 1 : 学校でクラス名簿や緊急連絡網などを作成し、配付してもよいでしょうか。

□過剰反応の事例(道調査から)

- ◇ 他の家庭に連絡先を知られたくない家庭が多く、緊急連絡網を作成できない。
- ◇ 保護者からの申し出により、名簿を作成していないクラスもあり、緊急時の連絡に支障を来している。
- ◇ 名簿を配付できないため「子供が遊びに行ったまま帰らない」、「子供のトラブルで一言謝りたい」など、保護者間で直接連絡する手段がなく、これらの連絡の対応については学校の執務時間内に限られてしまっている。
- ◇ 連絡先に勤務先等の電話番号を載せる方が多く、緊急の際の連絡網としては活用できない場合がある。

A 1 : 個人情報保護法や各地方公共団体の個人情報保護条例に規定されている、個人情報の適正な取得や利用目的の通知等のルールに従っていれば、本人の同意がなくても各種名簿を作成し、学校が使用すること自体は問題ありません。  
ただし、これを配付(第三者に提供)するためには本人の同意が必要になります。

□私立学校の場合

個人情報保護法では、緊急連絡網の作成や配付を直接禁止した規定はありません。ただし、私立学校が個人情報保護法の義務規定の対象となる「個人情報取扱事業者」に当たる場合、緊急連絡網の作成や配付に当たっては、個人情報保護法の規定を守する必要があります。

「個人情報取扱事業者」とは、「5,000人分を超える個人情報を、紙媒体・電子媒体を問わず、データベース化してその事業活動に利用している者」(2ページ参照)をいいます。このような「個人情報取扱事業者」に当たる私立学校が、個人情報保護法の規定を守りつつ、緊急連絡網などを配付する具体的な手続としては、以下のような方法が考えられます。

○本人の同意を得る

入学時や新学期の開始時などに、生徒の氏名、住所及び電話番号など学校が取得した個人情報をクラス名簿や緊急連絡網として保護者や地域の関係団体等に配付することを明示し、同意の上で所定の用紙に個人情報を記入・提出してもらう(クラス全員から同意が得られなかった場合にも、同意を得ることができた人のみを掲載した名簿を配付することはできます)。

緊急連絡網等を各家庭等へ配付する場合の安全管理への配慮としては、印刷部数は必要最小限にし、利用期間の終了とともに、学校に返却、あるいは各自で確実に破棄するなどの対応が考えられます。

なお、個人情報保護法では、関係者への配付など第三者提供を利用目的とする個人データについては、一定の条件を満たしていれば、例外的に本人の同意なしに個人情報を提供できるいわゆる「オプトアウト」を規定しています(法第23条第2項(25ページ参照))。

また、小規模で個人情報取扱事業者に該当しない私立学校の場合は、個人情報取扱事業者の義務は課せられませんが、法の基本理念により個人情報の適正な取扱いが図られなければなりません。

□公立学校の場合

各地方公共団体の定める「個人情報保護条例」を適切に解釈・運用する必要があります。

例えば、道立高校なら北海道個人情報保護条例の規定に従う必要があります。道条例には「オプトアウト」規定はないので、個人情報の取得時に本人同意を得る必要があります。道教育委員会は、平成19年7月に「道立学校における個人情報の取扱いについて」を通知しており、緊急連

絡網の作成、配付等については、次のとおり取扱いを示しています。

- ① 利用目的、配付先を明確にし、本人及び保護者等の同意を得て作成すること。
- ② 本人及び保護者等の同意が得られない場合は、同意する者の範囲で作成、配付するなど、適切に対処すること。
- ③ 本人及び保護者等に配付する連絡網には、必要な最小限の情報のみを記載すること。
- ④ 印刷は必要部数にとどめること。
- ⑤ 学校においては、慎重な取扱いに留意し、保管・管理を徹底すること。
- ⑥ 配付先に対し、第三者に提供しないことや、利用目的の終了とともに学校に返却、あるいは各自で廃棄することを依頼するなど、取扱いの留意事項を周知し、保護者に理解と協力を得ること。

#### □こんな工夫も…（道調査から）

- ◇ 保護者からの同意を得やすくするため、クラスをいくつかのグループに分割した名簿を作成している。
- ◇ 同意が得られない場合は、前後の連絡先のみを記載した名簿を作成するなどして、最低限の情報とすることで、理解を得ている。
- ◇ 名簿に保護者の氏名は記載しない。
- ◇ 名簿をダイレクトメールや電話の勧誘などに使用されないよう、注意事項を明記（目的外使用・譲渡の禁止、不要になった際の廃棄の徹底など）し、不安を取り除くようにする。
- ◇ 緊急連絡網の配付は行っていなかったが、新型インフルエンザの臨時休校等の対応を契機に、保護者の同意を得て配付するようになった。

#### <参考にした資料>

- ・消費者庁パンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ<<改訂版>>」
- ・文部科学省「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」
- ・平成19年7月 北海道教育委員会「道立学校における個人情報の取扱い～個人情報の適切な管理・運用を行うために～」

## Q 2 : 学校で行事の写真や絵画を展示したり、学校便りに掲載してもよいでしょうか。

### □過剰反応の事例(道調査から)

- ◇ 個人情報の取扱いについて、保護者に同意書をお願いしているところだが、機関誌等への写真掲載については不同意という者もあり、使用できる写真に制約が生じ、写真の選択が難しくなった。
- ◇ ホームページ上に学校の様子を写真等で紹介する場合、個人が特定できないものを選んだり、特定できる場合は個々に了承(本人と保護者)を得るなど手続きが煩雑になっている。
- ◇ 学校通信やPTA広報などに生徒の集合写真等を掲載する関係で、年度当初に全校生徒を対象に掲載を認める書類を提出してもらっているが、中には「認めない」と言う保護者もいるので、そのような場合には個別にその都度許可を求めている。その結果、承諾がない場合については掲載しないようにしている。

## A 2 : 本人の同意を得るようにしましょう。

私立学校の場合、学校行事で撮影された写真や作品物については、個人情報保護法の保護対象となる「個人データ」(データベース等を構成する個人情報)に該当するかどうかで取扱いが異なるので注意が必要です。

個人情報	生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの、又は、他の情報と容易に照合することにより、特定の個人を識別することができるもの
個人データ	特定の個人を容易に検索できるように体系的に構成した個人情報の集合物である個人情報データベース等を構成する個人情報

例えば、生徒が誰であるか判別できるような写真は個人情報ですが、そのままの状態の写真には検索性がなく、「個人データ」には該当しないため、学校がそれを展示したり、生徒や保護者に提供したりする際に、本人の同意を求める必要はないとされています。

ただし、その写真に名前や学生番号などを付す場合は、検索できるように体系的に管理したものと考えることから、「個人データ」に該当するものとなります。これと同様に、絵画などの作品を展示する際に、学校名や生徒の氏名を付したものは「個人データ」に該当することから、展示に当たっては、本人の同意が必要となります。

なお、「個人データ」に該当しない場合であっても、本人を識別できる場合には、少なくとも「個人情報」に該当しますので、利用目的の公表等をするほか、不特定多数の者への提供には本人の同意を求めたりするなどの自主的な取組が必要と考えます。入学説明会などで同意を得たり、意思を確認するなど、本人や保護者の理解を得ることが望ましいと考えられます。

- ※ 道条例では「個人データ」の概念はなく、個人が識別されるような写真は個人情報になるので、道立学校においては、このような写真を掲載するためにはあらかじめ、例えば入学時や新学期の開始時などに本人の同意を得ることとしています。

### □こんな工夫も…(道調査から)

- ◇ 生徒には入学時に保護者等を含め、趣旨を理解いただき協力を願っている。教員へは、学校の経営方針を考え、プライバシーに配慮することを理解し適切な対応をお願いしている。
- ◇ ホームページで教育活動などの紹介のために写真を掲載する場合、本人が特定されないようにしたり、又は本人の承諾を得るなど、常に細心の注意を払っている。

<参考にした資料>

- ・ 文部科学省「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」
- ・ 平成19年7月 北海道教育委員会「道立学校における個人情報の取扱い～個人情報の適切な管理・運用を行うために～」



Q3：生徒のけがの状態などを、付き添って来た担任の先生に対し説明してもよいでしょうか。

A3：生徒が付き添ってきた先生の同席を拒まないのであれば、同席させて説明を行うことができます。

家族等への病状説明については、「病態等について、本人と家族等に同時に説明を行う場合には、明示的に本人の同意を得なくても、その本人と同時に説明を受ける家族等に対する診療情報の提供について、本人の同意を得られたものと考えられる」ので、この考え方と同様に、生徒が付き添ってきた先生の同席を拒まないのであれば、生徒本人と担任の先生を同席させて、けがの状態や治療の進め方等について説明を行うことができると考えられますが、担任の先生が同席して説明を受けなかった場合には、事後の問い合わせについて、本人の同意がなければ回答できません。

ただし、けがの原因となった事故の再発防止などに有効であり、学校側に必要な情報を伝えておくべきと医師が判断できる場合は、「人の生命、身体の保護に必要な場合（法第23条第1項第2号）」に該当し、仮に当該生徒本人の同意が得られないときであっても、必要な範囲で担任の先生に情報提供できると考えられます。また、このことを道の条例では「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき」と定めているので、緊急かつやむをえないときには、同様に情報提供できると考えられます。

<参考にした資料>

- ・厚生労働省：「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（局長通達）」及び同「ガイドライン」に関するQ&A（事例集）

Q 4 : 外来患者を氏名で呼び出したり、病室入口に入院患者の氏名を掲示したり、入院患者や入所者の知り合いと名乗る人が面会に見えたときに病室等を教えることなどは問題とらないでしょうか。

A 4 : 病院の規模などに応じた対応が望ましいと考えます。

□過剰反応の事例(道調査から)

◇ 入院の有無に係る電話での問合せについては、事前に患者の了承を得た場合のみ回答しているが、本人が了承していない場合の問合せで、回答を断った際に照会者からクレームを受けたことがある。

患者、利用者の氏名は、個人を識別できる情報であり、「個人情報」に該当します。

患者から、他の患者に聞こえるような氏名の呼出しをやめてほしい旨の要望があった場合には、医療機関は誠実に対応する必要があります。

一方、患者の氏名の呼出しや掲示が、患者の取り違え防止や、入院患者にとっての自分の病室の確認、あるいは見舞いに来た人等の便宜に資する面もあります。また、自分の氏名等を別の患者等に聞かれることについて、どのように受け止めるかは、患者の考え方や年齢、通院・入院の原因となる傷病の種類等によって様々です。ナースステーション内の掲示についても、基本的な考え方は同じであり、看護を的確に実施していくために必要な氏名の掲示等が禁止されるわけではありません。

ただし、看護職員からは見やすく、通路からは見えにくい位置に掲示することが可能であれば、そうした配慮も必要です。

また、入院患者・入所者から、面会者等の外部からの問合せへの回答をやめてほしい旨の要望があった場合には、医療・介護関係事業者は、誠実に対応する必要があります。

例えば、入院患者・入所者から特段の申出がない場合で、その人が入院・入所していることを前提に面会に見えていることが確認できるときに、院内の案内として教えることは問題とらないと思われませんが、入院・入所の有無を含めた問合せに答えることについては問題となる可能性があります。

□こんな工夫も…(道調査から)

◇ 管内の病院間の申合せで、個人名を使用せず、番号で呼ぶこととした。

<参考にした資料>

- ・厚生労働省：「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（局長通達）」及び同「ガイドライン」に関するQ&A（事例集）

Q5：災害時の避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織等と共有してもよいでしょうか。

A5：平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村が避難行動要支援者の名簿を作成することが義務となりました。

この改正により、災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できるようになりました。

また、平常時にも、避難行動要支援者本人からの同意を得ることで、避難支援等関係者に情報提供することが可能となりました。

なお、名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課すとともに、市町村は名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずることとされています。

平成25年の災害対策基本法の改正により、同法第49条の10第1項に基づき、市町村は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を避難行動要支援者とし、災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する義務が課せられました。この名簿には、氏名、生年月日、性別、住所等、電話番号等連絡先及び避難支援等を必要とする事由等を記載することとしています。

また、同法第49条の11により、内部利用に当たっては目的外利用が認められており、各避難支援等関係者に対しても、名簿登載者の同意に基づき、名簿情報を提供することが可能です。同意の方法は、口頭、書面等の様式を問いませんが、本人が実質的に同意していると判断できることが必要となります。また、本人からの同意が得られにくい場合は、親権者等の法定代理人から同意を得ることにより、本人の同意に代えることができます。市町村が条例により本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部提供できる旨定めることもできます。

なお、災害時には、本人の同意がなくとも、各避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することが可能であるとされています。

#### □「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府（防災担当）発行）

##### 1 要配慮者の把握について

- (1) 市町村関係部局で把握している情報を集約すること。
- (2) 市町村で把握していない、難病患者の情報等を関係都道府県知事等から積極的に取得すること。

※ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

##### 2 避難行動要支援者名簿の作成について

- (1) 避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲は、①警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力、②避難の必要性や避難方法の判断能力、③避難行動の際に必要な身体能力、④同居家族の有無、態様や社会福祉施設の利用状況に着目し、要件を設定すること。
- (2) 避難行動要支援者名簿には①掲載者の氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦その他避難支援等の実施に必要な事項を記載すること。
- (3) 避難行動要支援者名簿は、電子媒体でのバックアップ体制を築くほか、紙媒体においても最新情報を保管すること。
- (4) 避難行動要支援者のプライバシーを保護し、情報セキュリティ対策を徹底することで、情報を適切に管理すること。

##### 3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有について

- (1) 更新の理由
  - ・高齢者等の転入や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者があった場合、名簿に掲載すること。
  - ・避難行動要支援者が転居、死亡又は社会福祉施設等へ長期間入所した場合、名簿から削除すること。

- (2) 情報の共有

- ・名簿を更新した時は、市町村及び避難支援等関係者間で共有すること。

##### 4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供について

- (1) 避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、災害時等の円滑かつ迅速な避難支援等が可能となる。ただし、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、次のいずれかの方法による必要がある。

- ①避難行動要支援者の同意

- ・避難行動要支援者の同意は、口頭、書面のいずれかを問わない。

・本人からの同意を得がたい場合は、親権者や法定代理人からの同意に代えることができる。

## ②条例の制定

・本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部提供できる旨を市町村が災害対策基本条例等で定めた場合は、平常時からの提供に本人の同意を要しない。

・個人情報保護審議会の意見を聴取し、公益上の必要があると認めるときも、条例の特別の定めがある場合に該当する。

- (2) 名簿提供に際して、市町村は、避難支援等関係者の担当する地域に限った名簿の提供、避難等支援関係者個人に守秘義務が課せられることの説明や、避難支援等関係者に対して、施錠可能な場所への名簿の保管、必要以上に複製しないこと、名簿取扱者の限定などの指導のほか、名簿の取扱状況の報告や、個人情報の取扱に関する研修の開催などの措置が求められる。

同意を得る方法として、書面により同意を得る方法や口頭により同意を得る方法があります。道内においては、江別市、帯広市、芽室町、本別町、白糠町などが、書面により同意を得た場合のみ平常時から避難支援関係者等に名簿情報を提供しています。

また、東川町などでは、書面確認により不同意とした場合を除いた情報を名簿情報として避難支援関係者等に提供しています。

なお、災害対策基本条例等に直接本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部提供できる旨定めている例はありませんが、個人情報保護審議会等の意見を聞いて、公益上の必要があると認めるときなどの、個人情報保護条例上の規定を根拠として、平常時からの名簿情報の提供に本人の同意を不要としている例として、滝川市、長万部町などが挙げられます。

## □参考～長万部町の事例

長万部町では、災害時要援護者リストの整備に係る、個人情報の本人以外の者からの収集、個人情報の目的外利用及び第三者提供について、長万部町個人情報保護審議会に諮問し、適当なものであるとの答申を受けています。長万部町では、長万部町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を作成しており、条例上の規定に基づく審議会からの答申により、収集、利用及び提供について本人による同意を不要としています。

なお、平常時からの第三者提供について同意は不要としています。現在までのところ、長万部町では個人情報保護を徹底するため、第三者提供を行っていません。

一災害時要援護者リストの整備に当たっての長万部町個人情報保護条例の規定に基づく取扱基準について

(平成24年7月10日長万部町個人情報保護審議会答申第1号) 一

### 1 情報の収集方法

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握
- ② 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報により把握
- ③ ひとり暮らしの後期高齢者世帯及び在住外国人などの情報に関しては、住民基本台帳等により把握
- ④ 民生委員・児童委員を始めとする各種相談員などからの情報収集による情報の把握

### 2 目的外利用について

- ① 福祉関係部局等で把握している情報により災害時要援護者リストを整備
- ② 災害時要援護者リストをもとにした、災害時要援護者避難支援計画（個別計画）を作成し、共有

### 3 外部提供について

災害時要援護者に係る個人情報の自主防災組織等及び消防、警察へ外部提供

### 4 本人以外の者からの情報収集、目的外利用、外部提供する理由

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否確認、避難所等での生活支援を的確に行うため、日ごろから災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時に迅速に活用できるよう名簿等を整備し、災害時要援護者支援を迅速・的確に行うため、日ごろから災害時要援護者が地域のどこにどのよう暮らしているのかを適切に把握し、災害等の緊急時にも対応できるよう民生委員・児童委員等の関係機関との間で情報の共有を図り、積極的な安否確認や相談、支援を行っていく必要があるため。

### 5 附帯意見

個人情報の保護を徹底するために、情報管理については適切に行うこと。

<参考にした資料>

- ・平成25年8月内閣府（防災担当）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」
- ・長万部町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

Q6：民生委員・児童委員の活動のための個人情報を提供してもよいでしょうか。

A6：民生委員及び児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、個人情報取扱事業者が、本人の同意を得ずに民生委員・児童委員へその職務の遂行に必要な個人データの提供を行うことは、第三者提供の制限の例外（法第23条第1項第4号）として、可能と考えられます。

市町村から民生委員・児童委員への個人情報の提供については、その市町村の個人情報保護条例によりますが、第三者提供の禁止の例外規定に当てはまる場合には、民生委員・児童委員に提供することが可能です。

民生委員・児童委員が特別職の地方公務員とされていることや民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

□参考～室蘭市の事例

保有個人情報の目的外の内部利用及び提供の禁止の原則に対する例外について（市審査会答申から）

(1) 室蘭市個人情報保護条例第9条第1項の規定により、市の実施機関は、個人情報の利用目的の範囲を超えて、その実施機関内における利用又はその実施機関以外のものへの提供を禁止することを原則としておりますが、これは、本人の知られたくない情報が広まったり、本人の意図しない目的で利用されるなど権利利益の侵害を防止するための制度であると考えます。

しかしながら、住民負担の軽減、住民サービスの向上等の観点から利用目的以外の利用についても個人の権利利益との比較衡量のうえ認められる場合が必要である。

したがって、諮問にありました7項目の類型のうち、5.の項目について、提供先から町会役員を削除する修正をしたうえで、以下7項目の類型に該当する場合については、個人情報の利用目的以外の目的において利用し、又は提供することは、やむを得ないものと考える。

（中略）

5.「高齢者、障害者等に対する福祉行政事務を行うに当たり、民生委員、社会福祉協議会等に協力を求めるため、それらの者の情報を、民生委員、社会福祉協議会等へ提供する場合、また、民生委員、社会福祉協議会等の情報を、相互連携のために民生委員、社会福祉協議会等に提供する場合」

（中略）

(2) 附帯意見として、次のことに配慮することを求める。

1. 上記類型を拡大解釈しないこと。

2. 上記類型に該当する場合であっても、利用、提供しないことで図ることができる個人の権利利益の保護と、利用、提供することにより得られる住民サービスの向上、行政運営の効率化などの利益とを、比較衡量したうえで、利用、提供について検討すること。

3. 上記類型に該当する場合であっても、本人の同意を得ることが比較的容易な場合については、本人の同意を得ること。

4. 上記類型に該当する場合であっても、個人の権利利益を侵害することがないよう、必要かつ最小限度の個人情報の利用、提供とすること。

<参考にした資料>

- ・消費者庁リーフレット「よくわかる個人情報保護法 ～民生委員・児童委員の活動のための情報提供について～」
- ・室蘭市情報公開・個人情報保護審査会 答申第1号（平成16年10月1日）

Q7：届出等により収集した情報について、担当課だけの利用に限定せず、同じ役所内の関連事業担当課へ提供し、共有することは可能でしょうか。

□過剰反応の事例(道調査から)

◇ 管理道路沿いの空き住居の屋根から落雪の危険があったため、関係自治体に建物所有者を照会したところ、個人情報保護を理由に回答を拒否された。

A7：本人の利益や社会公共の利益になる場合などには、目的外の利用や提供を認める条例などの運用により、可能となります。

道庁や市町村等の役所には、各種の調査や届出などにより多くの個人情報が集まっています。

個人情報は、人の思想や宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得などいわゆるプライバシーに属すると考えられる情報ですから、道条例では、同じ道庁の中であっても、本来の目的以外で利用することはできないこととされており、大半の市町村の条例でも同様に規定されています。

しかし、道の条例でも、多くの市町村の条例でも、目的外利用の制限を原則としてはいますが、本人の利益や社会公共の利益になる場合など一定の場合には、個人情報を目的外に利用することや、さらには役所以外の第三者に提供することを認めています。

□目的外利用や第三者への提供の例外(道条例の場合)

- ・ 法令等の規定に基づくとき。
- ・ 本人の同意があるとき。
- ・ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- ・ 道庁内で利用する場合であって、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
- ・ 国や市町村等に提供する場合であって、当該個人情報の提供を受ける者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
- ・ 以上の場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- ・ 以上の場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

このように、道の条例であれば、目的外に利用することや道庁外の役所に提供することについて相当の理由があるときや、提供することが明らかに本人の利益になるとき、さらに、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で公益上の必要その他相当の理由があるときには、個人情報を本来の目的以外に使用したり、第三者に提供することができることとされています。

ただし、このような利用や提供はあくまでも例外的な扱いですから、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならないことは言うまでもありません。

□参考～室蘭市の事例

情報公開・個人情報保護審査会の答申を得て、空き家・空き地に対する苦情などの対応のため、その所有者等を確認する場合などにおいて、課税情報等のうち所有者等の連絡先の情報のみを利用又は提供する場合には、個人情報を市役所内の複数の課で共有したり、市役所以外の行政機関に提供できるようにしています。

<参考にした資料>

- ・ 室蘭市情報公開・個人情報保護審査会 答申第1号(平成16年10月1日)

Q 8 : 個人情報取扱事務を事業者に委託して行うことができるでしょうか。

□過剰反応の事例(道調査から)

◇ 公営住宅の改修工事で、入居者情報を請負業者に提供することができず、工事を進めることが困難な場合がある。

A 8 : 受託者に対して個人情報保護を守らせることにより、業務を委託することができます。

民間企業、行政機関を問わず、業務のアウトソーシング(外部化)が進んでいますが、個人情報を含んだ業務を依頼する契約で心配なのは、依頼先で個人情報が守られるかということです。

個人情報保護法では、個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対して、必要かつ適切な監督を行えば、委託することができるかとされています。

道や多くの市町村条例でも、個人情報取扱事務を外部に委託して行う場合には、その安全性を確保するため、委託を受ける者が行わなければならないことを、契約上明らかにしなければならないと定めています。

例えば、道では、次のように委託等の基準を定めています。

(なお、ここで委託というのは、道が個人情報取扱事務の全部又は一部を外部に依頼する契約の全てのことです。)

○委託等に当たっての留意事項

個人情報取扱事務の委託等を行うときは、次の事項に留意するものとする。

- ・ 受託者の選定に当たっては、個人情報の適正な管理ができる相手方を選定すること。
- ・ 入札等を行う前に、受託者に対して、個人情報保護のために措置すべき事項を十分に説明し、その内容の周知徹底を図ること。
- ・ 受託者に対して、委託等の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲等を明確に示すこと。

○契約に当たっての措置

契約に当たっては、契約書に次の個人情報の保護の条文を追加するとともに、別紙「個人情報取扱特記事項\*」(以下「別記特記事項」という。)を添付するものとする。

(個人情報の保護)

第〇条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、特記事項については、契約書本文に当該特記事項の内容を記載しても差し支えないものである。

また、契約書等の書面を作成しない契約の場合には、特記事項を契約事項として受託者に交付するものとする。

※個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5 乙は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務の処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(提供資料等の返還等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<参考にした資料>

・平成6年9月19日総務部長決定「北海道個人情報取扱事務委託等の基準」



Q 9 : 職員の自宅の住所と電話番号を記載した名簿を作成して、職員に配付することは問題ないでしょうか。

□過剰反応の事例(道調査から)

◇ 例年、人事異動の時期に合わせて、職員住所録(氏名、住所、電話番号)を作成している。以前は、この住所録を所属職員全員に配付していたが、現在は、代表課で管理し管理職など限られた職員に対してのみ情報を提供している。

所属職員に限り緊急連絡用として、以前のように名簿を配付することが個人情報保護の趣旨に反するとは考えていないが、異論もあり、慎重にならざるを得ない状況にある。

A 9 : 各地方公共団体の条例にもよりますが、道の個人情報保護条例であれば、それぞれの職員にとって事務を執行する上で、どの範囲の情報が必要になるかによって作成、配付できる範囲が決まってきます。

すなわち、業務上、必要不可欠な情報であるかによって、作成・配付できる範囲が決まってきます。例えば、その機関が、緊急事態への対応など他の部や課の職員と連絡を取る必要があるならば、関係する職員全員の連絡先等を記載した名簿を関係職員全員に配付することができるでしょう。ただし、業務が一つの課単位で完結するならば、その課員のみ限定して名簿を配付することとなります。

□考え方

道の条例では、個人情報を本来の目的以外で利用することは禁止されていますが、その例外として、次の場合には、道庁内に限っては利用できることとされています。

道庁内で利用する場合であって、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。

多くの市町村条例でも同じように規定されており、そのような規定がない場合でも大半の市町村の条例では、個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、役所として事務執行のために必要があると認めるときには、役所内で利用できると規定しています。

なお、非常に多くの職員(例えば1,000人以上)の住所と電話番号を記載した名簿は、第三者にとっても情報の価値が高く、漏えいの危険性が高まります。このため、このような名簿は、職員ごとに管理番号をつけ、複写や持ち出しを禁止し、名簿の更新の際には古い名簿の返却を義務づけるなどの安全確保のための措置をとる必要があるでしょう。

<参考にした資料>

- ・「個人情報保護の実務」(個人情報保護研究会編 第一法規刊)
- ・北海道総合政策部地域行政局市町村課「市町村に関するデータ集：個人情報保護条例の制定状況、目的外使用等の規定及び体制整備等の状況(平成26年4月1日現在)」

Q10：統計調査で、個人的な情報については答えなくてもよいでしょうか。

□過剰反応の事例(道調査から)

◇国勢調査や労働力調査などで調査世帯等に依頼すると調査拒否の連絡が来る。

A10：法により調査の権限が与えられている調査については、答えなければなりません。  
なお、個人情報保護されているので安心です。

国勢調査や労働力調査をはじめとする54の基幹統計調査については、個人情報保護法とは別に、統計法第13条によって個人又は法人等の調査対象者には、報告義務が課せられているので、個人的な事柄に関する調査であっても必ず回答しなければなりません。これら基幹統計調査に対し、報告を拒んだり虚偽の報告をしたりした場合の罰則（同法第61条）も規定されています。

また、基幹統計調査に際し、調査員がアパートやマンションなどの管理人に、その世帯の居住の有無の確認、世帯員の数などを聞くなどの協力依頼を行うことは、統計法第30条に基づく協力要請であり、個人情報保護法に定める『法令に基づく場合』に当たり、本人の同意なしに情報を提供することが認められています。

なお、統計調査で得られた情報(人、法人又はその他の団体の秘密に関する事項)については、統計法により、調査に従事するすべての者に対して厳格な守秘義務（同法第41条）が課されているので、個人情報が漏えいする心配はありません。

□参考～統計法（関係部分）

（報告義務）

第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

（協力の要請）

第30条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

（守秘義務）

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

（罰則）

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

<参考にした資料>

- ・消費者庁パンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ<改訂版>」
- ・総務省統計局ホームページ「明日への統計2012」、「国勢調査のしくみ」

Q11：交通事故の傷病者を救急車で搬送したところ、家族や報道機関から搬送先について照会がありました。搬送先の病院を教えてもよいのでしょうか。

□過剰反応の事例(道調査から)

- ◇ 救急車で傷病者を搬送した病院について、電話での問合せに対しどこまでの範囲を回答してよいのか、例えば家族、親戚、友人など確認方法も含め今後検討が必要である。
- ◇ 火災や交通事故により負傷した傷病者をどこの医療機関に搬送したか、報道機関からの問い合わせに対し、当消防署では個人情報保護の観点から回答していないが、なかなか納得してもらえないケースがある。
- ◇ 大災害や社会的に反響がある事故などの場合、テレビ局のレポーターなど報道各社から情報の公開を求めるケースがある。当消防署ではあくまでも当消防局のガイドラインに沿って対応しているが、なかなか納得してもらえず、苦慮している。

A11：各地方公共団体の個人情報保護条例にもよりますが、傷病者が意識不明のような場合、家族からの照会に回答することは可能と考えられます。

なお、報道機関からの取材といえども、みだりに個人情報を第三者に提供することは慎むべきでしょう。

個人情報とは、原則として本人の同意がない限り第三者に教える（提供する）ことが禁止されているので、家族といえども安易に教えることはできませんが、傷病者本人の意識がなく、入院していることを自分では家族に連絡することもできないような場合、道条例であれば、個人の生命や身体等を守るために緊急かつやむを得ない場合として、第三者（家族）に提供してもよいと考えられます。

なお、報道機関からの照会への対応について、いくつかの消防本部に確認したところ、個人の生命や身体に関わる情報は個人情報であることから、原則として氏名、年齢、住所及び搬送先病院名などの傷病者個人が特定されるような情報を除いて、情報提供しているとのことでした。

□参考①

「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」Q & A (要旨)

Q 大規模災害や事故等で、意識不明で身元の確認できない多数の患者が複数の医療機関に分散して搬送されている場合に、患者の家族又は関係者と称する人から、患者が搬送されているかという電話での問合せがあった。相手が家族等であるか十分に確認できないが、患者の存否情報を回答してもよいのか。

A 患者が意識不明であれば、本人の同意を得ることが困難な場合に該当します。また、個人情報保護法第23条第1項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の「人」には、患者本人だけではなく、第三者である患者の家族や職場の人等も含まれます。

このため、このような場合は、第三者提供の例外に該当し、本人の同意を得ずに存否情報等を回答することができ得ると考えられるので、災害の規模等を勘案して、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることによる本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護等に資するような情報提供を行うべきと考えます。

なお、「本人の同意を得ることが困難な場合」については、本人が意識不明である場合等のほか、医療機関としての通常の体制と比較して、非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問合せに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理と考えられる場合も含まれるものと考えます。

Q 上のような状況において、報道機関や地方公共団体等から身元不明の患者に関する問合せがあった場合、当該患者の情報を提供することはできるか。

A 報道機関や地方公共団体等を経由して、身元不明の患者に関する情報が広く提供されることにより、家族等がより早く患者を探しあてることが可能になると判断できる場合には、上

のように「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するので、医療機関は、存否確認に必要な範囲で、意識不明である患者の同意を得ることなく患者の情報を提供することが可能と考えられます。

具体的な対応については、個々の事例に応じて医療機関が判断する必要があります。

## □参考②

### 国民保護法における安否情報の取扱

国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）では、地方公共団体等は、我が国が武力攻撃された場合などにおいて、避難者等の安否情報を収集し国民からの照会に対し回答すること、そして、その際には個人情報保護へ留意する必要があることが規定されています。

具体的な手続きとしては、家族や知人等からの安否情報照会は、運転免許証等の身分を証明できるものを提示した上で、原則として照会する理由を記載した文書により行い、回答も文書により行うこととされており、個人情報保護に十分配慮した扱いとなっています。

ただし、緊急の場合や照会者が遠隔地にいる場合などには電話やメール等による照会にも応ずることができることとされ、この場合、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別を聞き取り、住民基本台帳と照合して本人確認をした上で回答すべきであるとされています。

#### <参考にした資料>

- ・平成17年3月17日付け消防庁消防課長通知「消防機関による適切な報道対応体制について」
- ・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)」及び同「ガイドライン」に関するQ&A(事例集)
- ・平成18年4月3日付け消防庁国民保護・防災部長通知「『武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令』の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について」
- ・北海道：「北海道国民保護計画」（平成26年11月）

Q12：いわゆる「孤立死」対策として、地域において日常的に高齢者の安否確認などを行うために、各地方公共団体や民間事業者等と連携して情報共有をし、住民の生活状況等を把握することは可能でしょうか。

A12：原則として、個人情報第三者へ提供するためには、本人の同意を得る必要があります。ただし、条例で個人情報を第三者へ提供できる旨定めている場合や、個人情報を第三者へ提供することについて、事前に個人情報保護審議会等へ諮問を行っている場合などについては、本人の同意なしに第三者へ提供することが可能です。

昨今、亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当日数経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」といわれる事案が発生しています。このような「孤立死」対策として、地域において日常的に高齢者の安否確認などを行うために、適切に情報共有が図られることが求められており、各地方公共団体や民間事業者等が連携して情報共有をし、住民の生活状況等を把握することで「孤立死」等の防止を図るという取組も見られるところです。

このような保有個人情報の第三者との情報共有について、個人情報保護法では、本人の同意を得ることにより、保有する個人データを第三者に提供することができるよう定めています（法第23条第1項）。

市町村から社会福祉協議会等への個人情報の提供については、その市町村の個人情報保護条例によりますが、法と同様に本人の同意を得られた場合には、社会福祉協議会等への個人データの提供が可能です。

また、条例で個人情報を第三者へ提供できる旨定めている場合や、個人情報を第三者へ提供することについて、事前に個人情報保護審議会等へ諮問を行っている場合などについては、本人の同意なしに第三者へ提供することが可能です。

この場合であっても、個人情報の提供を受ける事業者、町内会等に対してルールを周知し、十分に個人情報を保護する必要があります。

なお、個人情報保護法や各地方公共団体で制定している個人情報保護条例には、おおむね法令に基づく場合や人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することができる旨定められています（法第23条第1項第1号ないし第4号）。

#### □参考①～砂川市の事例

砂川市の「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」について  
（砂川市高齢者いきいき支え合い条例から）

○ 砂川市では、砂川市高齢者いきいき支え合い条例を制定し、1に掲げる情報を2に掲げる外部組織へ情報提供を行っています。

##### 1 外部提供情報

(1) 氏名、住所、年齢、性別

住民基本台帳情報に基づき収集する。

(2) 本人同意事項

緊急連絡先や介護サービスの利用情報などの本人が提供に同意した情報。

市役所介護福祉課の「65歳以上高齢者情報 本人同意事項表」にて登録。

##### 2 情報共有主体

(1) 社会福祉協議会

町内会等のごとに作成された高齢者情報を市から2部提供。

高齢者に係る情報の提供に関する協定書により、守秘義務等を確認。

(2) 町内会等

町内会等の申出に基づき、市から提供された情報を、社会福祉協議会から1部提供。

高齢者に係る情報の共同利用に関する覚書により、守秘義務等を確認。

### 3 広報活動

「高齢者見守り活動」の手引を作成し、見守り活動における個人情報の取扱いについて保護と活用のバランスを図るよう周知しており、あわせて、社会福祉協議会から個人情報の情報提供を受ける町内会等に対して、個人情報の取扱ルールについて研修を実施しています。

#### □参考②～士別市の事例

士別市では、福祉担当課が作成する高齢者等を対象とする事業で作成した名簿を、士別市個人情報保護・情報公開審査会への意見聴取に基づき、市内自治会等へ情報提供しています。

情報提供にあたっては、提供年月日、利用部署・提供先、利用目的及び項目を一覧表にて整理し、適正な管理・運用に努めています。

なお、業務の必要以上に情報を提供すべきではない旨、士別市個人情報保護・情報公開審査会から意見が附されていることから、提供項目は氏名、住所、年齢等業務を達成するために必要かつ最低限の範囲内にとどめるとともに、見守り事業の実施要綱には、個人情報の保護に関する条項や秘密保持に関する条項を掲げ、厳密な取扱いを行っています。

#### <参考にした資料>

- ・平成26年5月 消費者庁「「孤立死」対策としての見守り活動に係る個人情報の取扱事例集」
- ・平成25年10月 砂川市「「高齢者見守り活動」の手引き」
- ・平成18年4月 士別市「士別市福祉パトロール事業実施要綱」

Q13：法令に基づくことを理由に、本人の同意なく個人データを第三者に提供できる場合にはどのようなものがありますか。

A13：法令に基づき、本人の同意なく個人データを第三者に提供できる場合として、例えば次のようなものがあります。

## 1 情報を第三者へ提供することが義務づけられている場合

### (1) 法令上、提供義務が明記されている場合

- ・金融機関等による疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項）
- ・税務署長に対する支払調書等の提出（所得税法第225条第1項等）
- ・対象事業者の認定個人情報保護団体に対する資料提出等（個人情報の保護に関する法律第42条第2項、第3項）
- ・裁判所の文書提出命令に応じる場合（民事訴訟法第220条）
- ・児童生徒の進学・転学に伴う指導要録、健康診断票の送付（学校教育法施行規則第24条第2項及び第3項、学校保健安全法施行規則第8条第2項及び第3項）
- ・医師が感染症を診断したときの都道府県知事への届出（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条）
- ・児童虐待に係る通告（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項）

### (2) 行政機関の報告徴収、立入検査等又は第三者からの開示請求等に応じることが間接的に強制されている場合

- ・個人情報取扱事業者、認定個人情報保護団体の主務大臣に対する報告（個人情報の保護に関する法律第32条、第46条、第57条）
- ・税務官署の職員、徴税吏員が行う質問検査への対応（例えば国税通則法第74条の2第1項、第127条第2号及び第3号、地方税法第72条の7、第72条の8）

### (3) 提供義務があると解される場合

- ・捜査関係事項照会への回答（刑事訴訟法第197条第2項）
- ・特別児童扶養手当等の支給に当たり行政庁が行う照会への回答（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条）

## 2 法令の規定で提供そのものが義務づけられているわけではないが、第三者が情報の提供を受けることについて法令上具体的な根拠がある場合

- ・捜査機関の行う任意捜査（刑事訴訟法第197条第1項）
- ・収税官吏、徴税吏員の行う犯則事件の任意調査（国税犯則取締法第1条及び同法を準用する地方税法第71条等、関税法第119条）
- ・その他の行政機関が行う任意調査（出入国管理及び難民認定法第28条第1項、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第29条、生活保護法第29条等）

<参考にした資料>

- ・「個人情報保護法の解説」（園部逸夫／編集 藤原静夫、個人情報保護法制研究会／著 ぎょうせい刊）

Q14：自治会で会員名簿を作成・配付してもよいでしょうか。

A14：通常は、自治会は個人情報取扱事業者には該当せず、したがって会員名簿の作成・配付に関して法律上の義務規定が課せられることはありません。

5,000件を超える個人情報を取り扱うような大規模な自治会は個人情報取扱事業者に該当しますが、そのように大きな自治会はほとんどないでしょうから、通常、自治会が個人情報保護法の義務規定を課せられる個人情報取扱事業者になることはなく、会員名簿の作成や配付について特に規制があるわけではありません。

しかし、個人情報保護法の義務規定は課せられなくとも、法の基本理念を尊重する必要はありますから、次のような個人情報取扱事業者の義務に準じた取扱いをすることが望まれます。

□「個人情報取扱事業者の義務」に準じた取扱い

自治会の会員名簿の作成・配付に当たっては、次のような義務に配慮しましょう。

- ・個人情報の利用目的の特定(法第15条)
- ・目的外利用の禁止(法第16条)
- ・適正な取得(法第17条)
- ・取得時の利用目的の通知等(法第18条)
- ・安全管理措置(法第20条)
- ・第三者提供の制限(法第23条)

具体的には、

- 名簿を作成する目的や配付範囲を明確にして会員の理解を求める。
- 集める個人情報は、目的を達成するのに必要な最小限にする。
- 全員の同意が得られなければ得られた人だけ、また、電話番号は公表したくない、というように一部の項目に同意を得られなければ、同意を得られた範囲で名簿を作成する。
- 名簿には利用目的(例えば緊急時の連絡網)を記載し、その目的に沿って利用し、会員以外には見せたり提供したりしないことも記載しておく。
- 名簿を更新したり転居等により名簿が不要になったときには、自治会に返却するか、裁断して廃棄することなども明記しておく。

<参考にした資料>

- ・消費者庁リーフレット「よくわかる個人情報保護法 ～自治会における名簿の作成・配付について～」



Q15：スーパーマーケットなどで、お客様の名前をアナウンスしても問題はないでしょうか。

A15：個人データの要件を満たさなければ、問題は生じません。

店内で落とし物をした人や、迷子になった幼児の親を「〇〇町からお越しの〇〇様」と呼び出す放送を聞くことがあります。客の名前をアナウンスして店内の他の客に教えてしまうことが、個人データの第三者提供に当たるかどうかについては、呼び出そうとする客の名前などを店の顧客名簿として管理しているなど、その名前などが個人データに該当しない限りは、第三者提供の問題は生じません。

個人情報取扱事業者が第三者に提供することを禁じられている「個人データ」とは、例えば、顧客管理名簿のようなデータベースを構成する個人情報のことですから、これに当てはまらない場合には、この問題は生じないからです。

とはいえ、住所や名前が個人情報であることは間違いありませんから、客を呼び出すのに最低限必要な情報だけを放送するなどの配慮をしましょう。

<参考にした資料>

- ・経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示)」及び同「ガイドライン」等に関するQ&A

Q16：会社の採用試験で不採用になったため、提出した履歴書の返却を求めましたが、会社が応じてくれません。これは個人情報保護法違反ではないでしょうか。

A16：利用目的の範囲内で適正に利用、管理されていれば違反とはなりません、その会社の苦情相談窓口にご相談してみることが考えられます。

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者（2ページ参照）に対し、個人データを第三者に提供することを禁止しているほか、データの漏えい防止などのために安全管理措置を講じなければならないなどの義務を課しています。

また、個人情報取扱事業者以外の事業者についても、個人情報取扱事業者の義務規定に準じて、その適正な取扱いの確保に努めることとされていますが、個人情報を本人に返却しなければならないという義務規定はありません。

このため、法のルールに沿って利用、管理されている限り、違反とまでは言えませんが、厚生労働省は不採用者の履歴書など個人情報について、返却、破棄又は削除を適切かつ確実にを行うようガイドラインで示しています。

#### □厚生労働省ガイドライン

雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針の解説から

#### IV 採用、出向・転籍、退職時点における個人情報の適正な取扱いを確保するための留意点

##### ①採用

事業者が採用応募者から得る個人情報は、職業安定法指針により、その業務の目的の範囲内に限られるものであるが、適性検査の結果のような機微にふれる情報を含み得るものであり、当該情報が漏洩した場合には本人に大きな損害を与える可能性がある。

(中略)

不採用者の個人情報など、採用活動の上で必要とされなくなった情報については、写しも含め、その時点で返却、破棄又は削除を適切かつ確実にを行うことが求められる。仮に利用目的達成後も保管する状態が続く場合には、目的外利用は許されておらず、また、その後も継続して安全管理措置を講じなければならない。

なお、本人から個人情報の取扱いに関する苦情などの申し出があった場合、適切な処理に努めなければならない（法第31条）との義務規定があるので、まずは、会社の苦情相談窓口にご相談してみることが考えられます。

#### □個人情報取扱事業者による苦情の処理（法第31条）

- 1 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

<参考にした資料>

- ・消費者庁パンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ<<改訂版>>」
- ・厚生労働省「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)」及び同「指針」の解説

Q17：政治家の選挙事務所から、ある会社の顧客名簿をもとに郵送されたと思われるはがきが届きました。これは個人情報保護法上、問題はないのでしょうか。

A17：個人情報保護法では、政治団体が政治活動目的で個人情報を取り扱う場合は、義務規定の対象外とされています。

報道機関、学術研究機関、宗教団体や政治団体などは、その活動の性格上、一般に大量の個人情報を取り扱うことの多い分野ですが、次のようなときには個人情報取扱事業者としての義務が課せられません。

□個人情報取扱事業者の義務の適用除外

- ◇ 報道機関が報道活動のために個人情報を取り扱うとき
- ◇ 著述を業とする者が著述活動のために個人情報を取り扱うとき
- ◇ 学術研究機関等が学術研究活動のために個人情報を取り扱うとき
- ◇ 宗教団体が宗教活動のために個人情報を取り扱うとき
- ◇ 政治団体が政治活動のために個人情報を取り扱うとき

また、憲法で保障される表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由を確保するため、これらの活動の相手方である個人情報取扱事業者の行為（例：政党から政治活動を行うため要請があった場合に、本人の同意なく個人データを提供することなど）についても、主務大臣は、その行為に関する限り、個人情報取扱事業者に対して報告の徴収、勧告、命令などの権限を行使しないこととされています。

したがって、政治家の選挙事務所が政治活動のために個人情報を利用するに当たっては、個人情報取扱事業者に課せられる義務規定は適用されません。

また、政治活動を行うとの要請に応じて個人データを提供した会社に対しても、報告の徴収、勧告、命令などの主務大臣の権限が行使されることはありません。

<参考にした資料>

- ・消費者庁パンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ<<改訂版>>」
- ・「個人情報保護法の解説」（園部逸夫／編集 藤原静夫、個人情報保護法制研究会／著 ぎょうせい刊）

Q18：自分の名前が住宅地図に記載されています。記載に同意していないため、個人情報保護法違反ではないでしょうか。

A18：同意に代わる措置（オプトアウト）を取るにより可能となります。

個人情報保護法では、原則として本人の同意がない限り、個人データを第三者に提供することを禁止しています。その例外のひとつとして、いわゆる「オプトアウト」という規定を設けています。

これは、個人情報取扱事業者が4項目（①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目（住所、氏名等）、③第三者への提供手段又は方法、④本人の求めに応じて提供を停止すること）について、本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態<sup>\*</sup>にしておけば、本人の同意なく第三者に個人データを提供することができるというものです。

この規定は、住宅地図のような大量の個人データを広く一般に提供するデータベース事業を念頭に置いたものと考えられます。本来であれば、全て本人の同意を得た上で提供されることが望ましいのですが、それは現実的には困難です。

また、このような事業が個人の便益を増大させ、社会経済の発展に役立つという意義もあります。

このため、事後的でも本人の意思を反映できる機会を設ける（オプトアウト）という必要最小限の手続を取ることを条件に、第三者提供が認められているものです。

なお、住宅地図に自分の名前が記載されるのが嫌な場合は、地図製作会社に連絡して、次の発行分から名前を消してもらうことができます。

#### ※「本人が容易に知り得る状態に置く」とは

事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければなりません。

1回限りの「公表」で足りることとはせず、一定の事項について、時間的にもその手段においても本人が継続的に「容易に知る」ことができる状態に置く必要があると考えられます。

例えば、自社ホームページの最初のページから1回程度の操作で到達できる場所に継続的に掲載しておくことで、通常は、本人が容易に知り得る状態になると言えます。

#### □参考～オプトアウトの具体例

住宅地図帳を制作販売している会社のホームページには、最初のページから1クリックで移動できるページに次のような記事が掲載されていました。

当社は、個人情報保護法第23条第2項に基づき、次のとおり個人データを第三者に提供しますが、ご本人より、ご本人を識別できる個人情報の第三者への提供停止を求められた場合は、次回データ更新に基づき制作される商品から、当該ご本人を識別できる個人データを削除し、第三者への提供を停止いたします。

- 利 用 目 的：住宅地図帳を制作、販売その他第三者に提供すること
- 個人データの項目：居住者の氏名、住所
- 第三者提供の手段方法：書籍、CD-ROM、DVD-ROMその他各種媒体による提供

<参考にした資料>

- ・消費者庁パンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ<改訂版>」
- ・経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示)及び同「ガイドライン」等に関するQ&A
- ・「個人情報保護法の解説」(園部逸夫/編集 藤原静夫、個人情報保護法制研究会/著 ぎょうせい刊)

Q19：ダイレクトメールや営業電話は違法ではないでしょうか。

A19：個人情報保護法上では、適正に取得した個人情報を適正に利用しているのであれば、違法とは言えません。

勧誘などに用いられた個人情報が本人の同意なく目的外利用されている場合（法第16条違反）や個人情報が不正に取得された場合（法第17条違反）等でなければ、違法とは言えません。

ただし、個人情報取扱事業者は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めることとされています（法第31条第1項）ので、送付を断っても引き続きダイレクトメールが送られてくるような場合、その個人情報取扱事業者の苦情相談窓口にご相談してみることが考えられます。また、事業者によっては、国民生活センターなどに相談することが有効な場合もあると考えられます。

□参考～国民生活センターの相談事例より

名簿業者など個人情報を第三者に提供している事業者で、個人情報保護法の義務規定が適用される事業者は、保有個人データを法の義務に違反して取り扱っているときは、本人から申し出があれば情報を削除しなければならないことになっています。

ただし、架空請求など悪質と思われるダイレクトメールや電話などの場合は、連絡を取ると、逆にさらなる個人情報や金品などを要求してくる場合がありますので、無視することが一番安全と言われています。

営業電話の場合には、その場で、今後電話をしないよう要望して電話を切りましょう。同じ会社から繰り返し電話が来る場合には、個人情報相談窓口や国民生活センターなどにご相談ください。

<参考にした資料>

- ・消費者庁パンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ<改訂版>」
- ・独立行政法人国民生活センターホームページ「相談事例・判例」

Q20：カメラで個人を勝手に撮影したり、監視カメラを設置するのは、個人情報保護法上問題はないのでしょうか。

A20：法のルールを守れば、問題はありません。

カメラで撮影した映像は、それによって特定の個人が識別できるのであれば、「個人情報」に当たります。したがって、個人情報取扱事業者は、その利用目的をできるだけ特定したり、その範囲内で取り扱うことが必要です。個人情報取扱事業者は、偽りその他の不正手段によって、個人情報を取得してはならないことから、不正の意図を持って隠し撮りを行うなどの行為をしてはならないと考えられます。

なお、例えば、学校の運動会の様子を保護者がカメラで撮影する場合など、個人情報取扱事業者でない者が、私的な目的で撮影する場合については、個人情報保護法の義務規定の対象とはなりません。

また、個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を原則として通知又は公表する義務がありますが、一般に、防犯目的のためにビデオカメラを設置し撮影する場合は、撮影によって取得された個人情報の利用目的は、取得の状況からみて明らかであり、利用目的の公表を必要としない場合に当たると考えられます。

□参考～札幌市の事業者等の設置する防犯カメラに係るガイドライン(概要)

- 防犯カメラの設置目的を明確にするとともに、撮影範囲と設置場所を十分検討し、目的達成に必要な範囲に限って撮影する。
- 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、必要と判断する場合には、防犯カメラ及び画像の適正な管理・運用の責任者（以下「管理責任者」という。）を指定する。
- 設置者又は管理責任者は、必要と判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者（以下「操作担当者」という。）を指定し、それ以外の者による操作や画像取扱いを禁止する。
- 設置区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示する。
- 画像記録装置は、一般の者が出入りできない場所に設置し、記録済み媒体は施錠可能な保管庫内などで保管する。画像の保存期間は、原則として1ヶ月以内とし、期間経過後は速やかに消去する。
- 画像は、撮影時の状態のまま保持し、加工しない。
- 画像から知り得た情報は、第三者に漏らさない。
- 記録した画像は防犯カメラの設置目的外の利用や提供をしてはならない。  
ただし、法令に基づく手続により照会等を受けた場合や個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合などについては、利用や提供を行うことができる。
- 防犯カメラについて苦情があった場合には、設置者は迅速かつ適切な処理をする。
- 設置者は、設置環境や利用形態にあわせて、以上を盛り込んだ設置基準を作成し、管理責任者及び操作担当者に遵守させる。

<参考にした資料>

- ・消費者庁パンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ<改訂版>」
- ・札幌市「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」

Q21：私の勤め先は、〇〇業界に属する会社ですが、個人情報保護上、特に気をつけることはあるでしょうか。

A21：各省庁が、27の事業分野で計39のガイドライン（29ページ参照）を定めていますので、あなたの勤める会社が属する事業分野のガイドラインを参考にしてください。

例えば、あなたの勤務先が病院だとすると、厚生労働省が定めた「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)」を見てみましょう。

病院での個人データの第三者提供については、以下のように具体的に書かれています。

**□医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインから**

- ◇ 交通事故の怪我の治療を行っている患者に関して、保険会社から損害保険金の支払い審査のために必要として症状照会があっても、患者の同意なしに症状を回答してはならない。
- ◇ 治療費用を公的医療保険に請求する場合等、患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合は、原則として黙示による同意が得られているものと考えられる。

個人情報保護法の規定する個人情報の取扱いルールは、各分野に共通する必要最小限のものであること等から、法に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」で、各省庁は、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等を策定することとしたものです。法では規定しきれない個別具体の事業分野ごとのルールを「ガイドライン」として示していますので、その業界の関係者にとってはわかりやすいものになっています。

また、ガイドラインによっては、さらにわかりやすく一問一答式の解説や事例集が作成されているものもありますし、業界団体でも具体的な個人情報保護方針等を定めている場合もあるので参考にしてください。

なお、採用から出向・転籍、退職などの雇用管理に関する個人情報の取扱いについては、業種等にかかわらず共通の取扱いが必要なことから、厚生労働省（船員については国土交通省）が適正な取扱いのガイドラインを定めているので、これについても参考にする必要があります。

<参考にした資料>

- ・平成16年4月2日閣議決定「個人情報の保護に関する基本方針」
- ・消費者庁パンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ<改訂版>」
- ・厚生労働省「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び同「事例集」
- ・国土交通省「船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」

## もっと詳しく知っていただくために

### 【個人情報保護法】

個人情報保護法を所管しているのは、消費者庁です。

消費者庁ホームページの「個人情報の保護」のページが、法に関する総合的な案内になっています。

(URL <http://www.caa.go.jp/planning/kojin/>)

このページからは次のような資料を調べることができます。

#### ○個人情報保護法に関するよくある疑問と回答

個人情報保護法の保護の対象や義務の対象など、10項目78問にわかりやすく整理された総合的な質疑応答集です。

#### ○個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」への対応に係る調査報告書

内閣府が平成20年3月に作成した過剰反応に関する調査報告書です。地方公共団体をはじめ学校や病院などでの実態と、その対応取組事例が紹介されています。

#### ○個人情報保護法パンフレット・リーフレット

個人情報保護法全般を解説したパンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ《改訂版》」や、学校の緊急連絡網や自治会の名簿の作成など、個別事例ごとにわかりやすく解説したリーフレット「よくわかる個人情報保護法」がご覧いただけます。

#### ○個人情報の保護に関するガイドライン

事業等を所管する各省庁において策定した27分野39種（平成26年11月26日現在）のガイドラインや、ガイドラインをわかりやすく解説したQ&Aなどが掲載されています。

#### ○認定個人情報保護団体一覧表

事業分野ごとの個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理等を行う「認定個人情報保護団体」の一覧で、41団体（平成26年11月26日現在）が認定されています。

#### ○地方公共団体において制定されている個人情報保護条例一覧

各都道府県やあなたの町の個人情報保護条例を調べることができます。

#### ○地方公共団体苦情相談窓口

各都道府県やあなたの町の個人情報保護に関する相談窓口の名称、住所、電話番号がご覧いただけます。

### 【北海道個人情報保護条例】

北海道個人情報保護条例を所管しているのは、道庁の法制文書課行政情報センターです。

道庁ホームページ内の「北海道の情報公開」が、この条例に関する総合的な案内になっています。

(URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bgc/index.htm>)

このページからは、次のような資料を調べることができます。

- ・個人情報保護制度の概要
- ・個人情報保護制度の運用状況

※個人情報保護条例のほか、情報公開条例についても調べることができます。